

福山市MICEボランティア制度実施要綱

(目的)

第1条 福山市内で開催されるMICEにおいて、運営や観光案内等をMICEボランティア（以下「ボランティア会員」という。）が支援することにより、来訪者へのおもてなしの心を体现し、福山の魅力をPRするとともに、MICEの円滑な運営と成功に寄与し、もってMICE開催を促進することを目的とする。

(業務の内容)

第2条 ボランティア会員の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 観光案内（観光スポットや飲食店）
- (2) 受付
- (3) 会場内誘導
- (4) クローク業務等
- (5) 語学サポート
- (6) 大会事務局補助

(募集及び会員登録)

第3条 ボランティアの募集は、福山市及び近郊の在住者を対象に、原則として一般公募により行うものとする。

- 2 応募者は、福山市MICE推進協議会（以下「協議会」という。）が定める研修会を受講し、その後協議会の承認を経て、ボランティア会員に登録する。
- 3 登録されたボランティア会員に対しては、活動中の不慮の事故等に備えて、協議会の責任において保険に加入手続きを行うものとする。

(会員の資格)

第4条 ボランティア会員は、次の各号に定める条件を満たさなければならない。

- (1) 活動に参加できる体力があり、健康状態に支障がないこと。
- (2) おもてなしの心を原点として、自発的に行動すること。
- (3) ボランティア会員として活動していく意欲があり、協議会が実施する研修を受講する意思があること。
- (4) 協議会との連絡にあたり、メール等を用いて迅速かつ確実にやり取りができること。

(会員の資格喪失)

第5条 ボランティア会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失するものとする。

- (1) 自ら退会を申し出たとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 会員資格を満たしていないことが判明したとき。

(会員の除名)

第6条 ボランティア会員が次の各号の一に該当する場合は、除名することができるものとする。

- (1) 協議会の名誉を著しく傷つけたとき。
- (2) この要項が定める目的に、著しく反する行為をしたとき。

(派遣の対象)

第7条 本制度に基づきボランティアの派遣を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広島県外を含む広域から参加者が参集するM I C E (会議、学会、展示会等) を、福山市内の会場で開催する者。
- (2) 前号の主催者から委託を受けて、当該M I C E の運営を行う団体又は事業者。
- (3) その他、福山市M I C E 推進協議会が適当と認めたもの。

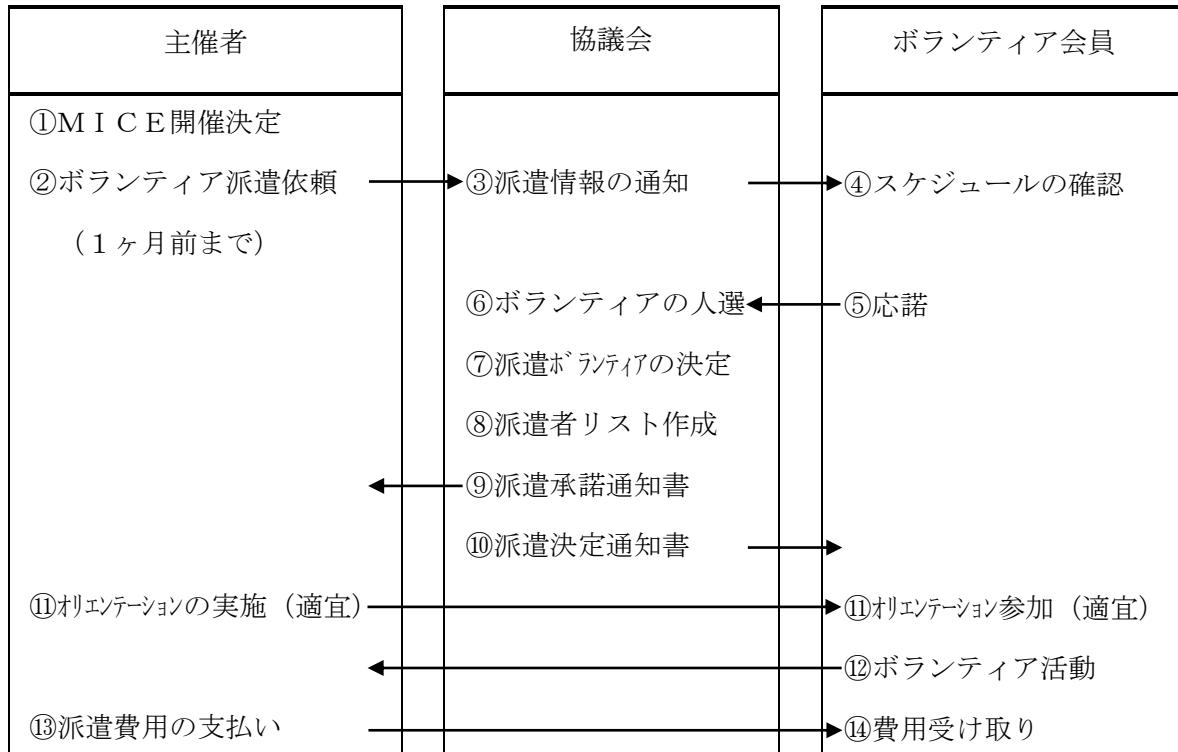
2 ただし、スポーツ大会は対象外とする。

(派遣の手続き)

第8条 主催者は、M I C E 開催に際し、ボランティア会員の派遣を希望する場合、派遣依頼書に必要事項を記入し、開催の1ヶ月前までに協議会に提出する。

- 2 協議会は、派遣依頼書に基づき主催者と協議し、ボランティア会員の派遣人員・業務内容の確認を行う。
- 3 協議会は、派遣者の人選にあたり、事前にボランティア会員に派遣情報を通知し、応諾した会員のうち、年間の派遣回数ができるだけ均等になるよう配慮して派遣会員を決定する。ただし、緊急を要する場合は、個別に折衝して決定する。
- 4 協議会は、ボランティア会員の派遣者リストを作成し、派遣承諾通知書により主催者に通知する。ボランティア会員には、派遣決定通知書により業務内容及び開催概要を通知する。
- 5 主催者は、支援内容及び会議概要が多種多様な場合は、主催者の責によりオリエンテーション（説明会）を適宜行うものとする。

<派遣手続き>



(派遣の費用)

第9条 ボランティア会員の派遣は有償を原則とし、主催者は次に定める費用を負担するものとする。

(1) 交通費相当額

交通費相当額とは、ボランティア会員の自宅から派遣先までの往復交通費に相当する経費を指し、1日一律2,000円とする。なお、前条第5項のオリエンテーション開催の場合は支給しない。

(2) 食事代

派遣時間が食事時間にかかる場合は、食事代として一食につき1,000円または現物支給（弁当等）とする。

(3) 入場料、拝観料等の諸経費

観光案内、同伴者ツアーによる交通費・入場料・拝観料などの諸経費は実費を主催者負担とする。

(費用の支払い方法)

第10条 派遣費用は、主催者が派遣当日にボランティア会員へ直接支払うものとする。

2 支払方法は現金払いを原則とし、やむを得ない場合は協議会と主催者が協議のうえ別途定める。

3 支払いが当日できない場合は、派遣終了後7日以内に精算するものとする。

(派遣の時間)

第11条 ボランティア会員の派遣時間は原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、主催者の希望によりボランティア会員が個別に承諾した場合は、この限りでない。

(派遣先での服装)

第12条 派遣ボランティアの服装は、特別な場合を除き原則私服とし、華美・派手な服装は避けるものとする。

(キャンセル)

第13条 派遣のキャンセルまたは派遣者の増減が発生した場合は、次によるものとする。

(1) 主催者の都合による場合

ア 主催者が、派遣のキャンセル又は要請する派遣者数を増減する場合は、実施日の2週間前までにMICEボランティア派遣変更申請書を協議会に提出するものとする。

イ 派遣者を増員する場合は、協議会において追加人選を行うが、派遣できない場合もある。

(2) ボランティア会員の場合

ア 派遣の決定を受けたボランティア会員が、当該派遣に応諾できない事情が発生した場合は、原則として実施日より2週間前までに協議会に必ず申し出るものとする。

(活動中の補償)

第14条 協議会はボランティア会員がボランティア活動中に責めに帰さない事由により怪我又は他人に怪我をさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負わされた場合には当協議会加入の保険の範疇にて補償するものとする。

(賠償の免責)

第15条 ボランティア会員を派遣中に、MICE参加者等の貴重品及び金銭等の盗難、その他不慮の事故が発生した場合、ボランティア会員及び協議会に重大な過失が明らかな場合を除き、ボランティア会員及び協議会は一切の責任を負わないものとする。

(事務局)

第16条 この要綱の運用に係る事務は、事務局を協議会が行う。

2 協議会は、ボランティア活動に関する情報をボランティア会員に提供するとともに、適宜、研修会等を計画し、会員の育成・啓発並びに会員間相互の親睦を図るものとする。

附則 この要項は、2026年（令和8年）1月19日より、これを適用する。